2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　手本の字は、使用する用具に適したものであること。また、手本、作例などに、偏った用筆や字形をもつものなどの不適切なものは取り上げていないこと。
⑵　漢字の筆順は、原則として一般に通用している常識的なものによっていること。なお、法帖（じょう）や碑文などの文字を扱う場合における特殊な筆順については、適切な説明を加えていること。
⑶　教材の選択及び扱いは適切であり、その時代や書風に偏りがあったり、特定の個人や流派などの宣伝になるおそれのあったりするところはないこと。
⑷　鑑賞作品は、原則として歴史的に評価の定まったものであること。
⑸　鑑賞作品などには、必要に応じて元号及び西暦を併記していること。
⑹　碑、墓誌などの出土地又は所在地については、生徒がその位置を理解できるよう適切な説明を加えるなどの配慮がされていること。また、美術館などに所蔵されているものについては、必要に応じて所在を示すよう配慮されていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　手本、作例、鑑賞作品などの印刷は正確であること。

［外国語科］

1　選択・扱い及び構成・排列
⑴　教材については、外国語を通じてコミュニケーション能力を総合的に育成する上に適切な配慮がされているとともに、学習指導要領第２章第８節第４款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の２の⑴に基づき、適切な配慮がされていること。
⑵　外国語科の各科目においては、学習指導要領第２章第８節第３款の３のイに基づき、文法については、言語活動と効果的に関連付けて取り上げること。
⑶　外国語科の各科目において、図書の内容と一体のものとして、視聴覚教材などが必要とされる場合は、相互に適切な関連が図られていること。
2　正確性及び表記・表現
⑴　言語表現は、原則としてその外国語の現代慣用によっていること。

［家庭科（各学科に共通する教科）］

1　基本的条件
⑴　「生活デザイン」においては、学習指導要領第２章第９節第２款第３の２「内容」に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　学習指導要領第２章第９節第２款第３「生活デザイン」の２「内容」の⑴のオ及びカ、⑶のエ、⑷のエ並びに⑸のエについては、選択して学習することができるよう配慮がされていること。
⑵　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［情報科（各学科に共通する教科）］

1　選択・扱い及び構成・排列
⑴　未確定な時事的事象について断定的に記述していたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと。
⑵　実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　図書の内容は、他の関係する教科の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑷　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
2　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［農業科］

1　基本的条件
⑴　「農業経営」、「食品製造」、「微生物利用」、「動物バイオテクノロジー」、「農業経済」、「林産物利用」、「水循環」、「造園計画」、「測量」、「生物活用」及び「グリーンライフ」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　適切な題材を選定する内容については、原則として、一般的なものを取り上げていること。
⑵　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　図書の内容は、農業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑷　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［工業科］

1　基本的条件
⑴　「製図」、「情報技術基礎」、「生産システム技術」、「機械設計」、「電子機械応用」、「電力技術」、「電子情報技術」、「設備計画」、「空気調和設備」、「衛生・防災設備」、「測量」、「土木基礎力学」、「土木構造設計」、「社会基盤工学」、「セラミック工業」、「繊維製品」、「染織デザイン」、「インテリアエレメント生産」及び「デザイン技術」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　特定の学科名を冠しない「製図」においては、平面及び立体の基本的な図法、製図総則ほか関連製図規格による製図の基礎並びに特定の専門分野に偏しない一般的な製図及び設計を取り上げる程度にとどめて差し支えないこと。この場合において、設計については、その考え方及び手順の概要を取り上げていること。
⑶　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。
2　選択・扱い及び構成・排列
⑴　各種の機器・装置類や工作法、試験・検査法、施工法などは、その代表例を選んで取り上げていること。
⑵　実験及び実習といわゆる座学との組織及び分量の配分は適切であること。
⑶　図書の内容は、工業科の他の科目の内容との関連が配慮されており、矛盾するところはないこと。
⑷　コンピュータに関するハードウェア、機器の操作、プログラムの作成、ソフトウェアの利用などに関する内容は、一般的な例を扱い、その際、必要に応じて異なる例への適切な配慮がされていること。
3　正確性及び表記・表現
⑴　図、表、グラフなどは、通常の約束、方法に従って記載されていること。

［商業科］

1　基本的条件
⑴　「ビジネス実務」、「ビジネス情報」、「プログラミング」及び「ビジネス情報管理」においては、学習指導要領の内容に示す項目のすべてを取り上げていること。
⑵　実験及び実習における作業の安全について適切な配慮がされていること。